

# ふれあい給食サービスのご案内

柏崎市社会福祉協議会は、日常生活に支障のある1人暮らし高齢者等で、食の確保が必要な方に対し、定期的に食事を提供することにより食生活の確保を通じた健康保持とともに、住み慣れた地域での在宅生活を支援します。

## ◎利用できる方

市内に居住する65歳以上の1人暮らし高齢者等【※】で、身体上又は精神上的の障がいのため、自力での食の確保が困難、また他に調理する方がいない方で、

○民間の配食サービスを利用できない方

○家族の支援が受けられない方

### 【※】1人暮らし高齢者等とは

65歳以上の1人暮らし高齢者、65歳以上の高齢者世帯、65歳未満の障がい者も含みます(障がいにより食の確保が困難な方)

※その他、状況に応じてご相談ください。

## ◎内容 昼食をお届けします。

○配食:1人1食まで

○利用回数:1週間あたりおおむね3日以上の利用

○利用日:利用者の指定する曜日(祝日を除く)

○(土)(日)の配達是不可の地域もあります。

○食中毒予防の観点から、デイサービス、ショートステイ等サービス利用により日中不在日は利用はできません。

## ◎料金 利用料は、1か月分をまとめて翌月末に口座振替させていただきます。

○Aコース(おかず、ごはん、みそ汁) 1食600円(税込み)

○Bコース(おかずのみ) 1食500円(税込み)

## ◎キャンセル方法

平日…前日17時までに連絡

(土)(日)(月)については金曜の17時までに連絡

\*それ以降は実費をご負担いただきます。

## ◎その他 相談受付後、ふれあい給食の対象となるかどうかを検討した上で、利用の可否を決定します。



問い合わせ・申し込み  
柏崎市社会福祉協議会  
地域福祉課 地域福祉係  
電話 22-1411